## \*用語の説明\*



種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主に街区内に居住する者が利用することを目的とする公園で、一箇所あたり面積を 0.25ha を標準として配置します。市内で供用されている街区公園は、 <b>沓谷東公園、音羽公園</b> ほか 373 箇所あります。
	近隣公園	主に近隣に居住する者が利用することを目的とする 公園で、一箇所あたり面積 2ha を標準として配置しま す。供用されている近隣公園は、 <b>大浜公園</b> ほか 21 箇 所あります。
	地区公園	主に徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園で、一箇所あたり面積 4ha を標準として配置します。地区公園は、 <b>八幡山公園、城北公園</b> の 2 箇所です。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園で、一箇所あたり面積10~50haを標準として配置します。供用されている総合公園には、 <b>駿府城公園、清見潟公園</b> ほか5箇所あります。
	運動公園	主に運動することを目的とする(陸上競技場やテニスコートが設置されている)公園で、一箇所あたり面積15~75haを標準として配置します。運動公園は、草薙総合運動公園、日本平運動公園の2箇所です。
特殊公園	特殊公園	自然景観を守ったり、史跡や名勝に親しむための特殊な公園で、その目的に則し配置します。
	風致公園	特殊公園のうちのひとつで、修景施設を中心に設計し、運動施設等積極的利用を目的とした施設は原則として避けます。風致公園には、 <b>広野海浜公園、谷津山自然公園</b> ほか9箇所あります。
	歴史公園	特殊公園のうちのひとつで、文化財等の保護、活用を 図り、必要な修景施設を配置した公園をさします。歴 史公園には、 <b>登呂公園</b> があります。

## \*用語の説明\*



	都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、一箇所あ
緑 		たり面積 0.1ha 以上を標準として配置します。都市緑地には、 <b>安倍川緑地</b> など 62 箇所あります。
地		災害時の避難路の確保や歩行者や自転車が安心して
等	,,,,,,	通行するために設けられた帯状の緑地です。幅員 10m ~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセン
		ター等を結ぶように配置します。緑道には、 <b>中田川緑</b> <b>道</b> があります。
	都市計画公園	都市計画法第 11 条の「都市施設」として都市計画決定された公園・緑地をいいます。まちづくりの一環の
そ		中で「施設」としての必要性を考慮し計画されている
$\mathcal{O}$		公園・緑地を指します。都市計画公園は実際に整備されていなくても計画があれば「都市計画公園」と呼ば
/ila		れます。
他 	都市公園	都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置される都市 計画公園または都市計画公園以外の公園緑地で、実際に
0		利用されている公園のことをさします。市民生活の実情
用		から生じるニーズ等に応えて整備される公園・緑地をい います。
話	都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の確保するために都市計画法その他関係法の適用を受け、一
		定の都市として総合的に整備、開発、保全する必要が ある区域をいいます。
	緑の基本計画	緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑 地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進までの緑
		全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための方策を示した基本計画です。

## \*用語の説明\*



